㈡　平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

同種工事は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（※１）、かつ260戸以上（※２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事とする。

（※１）一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）

（※２）一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）

なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事の実績を有しているものとし、他の構成員は下記②㈡に示す工事の実績を有すること。

②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑰の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑱に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①㈠及び㈡の要件を満たす者であること。

㈡　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（※１）、かつ50戸以上（※２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事

⑺　次に掲げる主任技術者又は監理技術者を配置できること。

①　単体で申請の場合、以下の㈠～㈢の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

㈠　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。

㈡　平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる同種工事の元請としての施工経験を有すること。

同種工事は、上記⑹①㈡に同じ。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記㈠～㈢の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

②　共同で申請の場合の代表者は、上記①㈠～㈢の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①㈠、㈡、㈢及び以下の元請としての施工実績要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

・平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（※１）、かつ50戸以上（※２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑼　工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（設計作業を申請者以外の者とする場合の設計業者を含む。）

⑿　当機構西日本支社（所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。（過去１年の起点は完成引渡日とする。）

⒀　当機構が関西地区において平成22年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒁　低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

①　上記⑺に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。（共同企業体の場合は、構成員各々が１名以上追加配置できること。）

②　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⒂　施工体制等に関し、次の要件を備えていること。

①　施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）及び安全管理部門がそれぞれ独立した体制を取ること。

②　申請者としての「かし処理体制」が整備されていること。

③　床以外の主要構造部全部又は一部にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、㈳プレハブ建築協会の品質認定を受けたプレキャストコンクリート部材製造工場等を自ら保有していること、又は提携工場として円滑に部材の供給が受けられること。

⒃　高層住宅建物に係る設計計画が別途ＣＤ－Ｒに収録の「設計条件書」に適合すること。

⒄　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑯及び次の①に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

なお、経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業の許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒅　特定建設工事共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下のａ）からｄ）の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、早めに提出すること。）

㈠　提出書類

ａ）共同企業体受付票（様式１）　２部

ｂ）共同請負入札参加資格審査申請（様式２）　１部

ｃ）委任状（共同企業体代表者への委任）（様式３）　１部

ｄ）特定建設工事共同企業体協定書（様式４）　１部